

(実施結果の公表)

桜川市の子ども・子育て支援の新制度に係る基準案に
関するパブリックコメントの実施結果

平成26年8月

桜川市保健福祉部児童福祉課

■意見集計結果

平成26年7月2日から7月31日までの間、桜川市の子ども・子育て支援の新制度に係る基準案について意見募集を行なった結果、2人から3件の意見の提出がありました。

これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考えをまとめましたので公表します。

提出方法の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人 数
直接持参	0人
郵便	1人
電子メール	1人
ファクシミリ	0人
その他	0人
合計	2人

■意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ 放課後児童健全育成事業について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	子育てクラブの利用料金をおやつ代込みで5,000円くらいにしてほしい。また、小学6年生まで子育てクラブを利用できるようにしてほしい。	1件	子育てクラブについては、桜川市の厳しい財政状況の中で運営しており、現行の利用料金を考えております。学童の利用については、今回の法改正により小学6年生までが対象となります。桜川市においても、6年生までを対象として運営できるように整備を進めてまいります。

○ 保育の必要性の認定に関する基準案について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	保育短時間利用における就労時間の下限の設定については、新制度の実施により、これまで保育所に入所できた児童が入所できなくなることがないような設定が必要であると考えます。	1件	現在、入所している児童の保護者の就労状況を十分精査し、来年以降も同様に入所できるよう検討してまいります。
2	保育所・幼稚園等の利用者負担を設定するにあたっては、利用者の家計に与える影響を最大限考慮し、保護者が不安を感じないような設定が必要であると考えます。	1件	利用者負担については、国が示した基準(案)をふまえながら、現在の保育料も考慮し、適正な負担金となるよう、決定してまいりたいと考えております。 ※下記国基準(案)参照

国が定める基準（案） ※国の平成27年度予算編成時に、最終決定

1号認定(満3歳以上で幼稚園・認定こども園利用で、4時間の幼児教育)

階層区分		利用者負担
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,100円
第3階層	市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
第4階層	市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
第5階層	市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

2号認定(満3歳以上で保育所・認定こども園利用での保育)

階層区分		利用者負担	
		保育標準時間(11時間)	保育短時間(8時間)
第1階層	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円
第3階層	市町村民税 所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円
第4階層	市町村民税 所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円
第5階層	市町村民税 所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円
第6階層	市町村民税 所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円
第7階層	市町村民税 所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円
第8階層	市町村民税 所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円

3号認定(満3歳未満で保育所・認定こども園・地域型保育利用での保育)

階層区分		利用者負担	
		保育標準時間(11時間)	保育短時間(8時間)
第1階層	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円
第3階層	市町村民税 所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円
第4階層	市町村民税 所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
第5階層	市町村民税 所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
第6階層	市町村民税 所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
第7階層	市町村民税 所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
第8階層	市町村民税 所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円